

京都市告示第 256 号

道路法第 10 条第 1 項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 19 年 10 月 23 日

京都市長 榎 本 頼 兼

整理 番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
1	西紫野緯 5 号 線	北区紫野上御輿町 28 番地地先 同町 30 番地の 2 地先		
2	松ヶ崎 22 号線	左京区松ヶ崎正田町 9 番地の 16 地先 同町 10 番地の 22 地先		
3	清閑寺経 4 号 線	東山区清閑寺霊山町 13 番地地先 同町 14 番地の 1 地先		
4	山科安朱経 29 号線	山科区安朱東海道町 10 番地の 1 地先 同町 3 番地の 8 地先		
5	上鳥羽 11 号線	南区上鳥羽塔ノ森江川町 76 番地の 2 地先 同区上鳥羽塔ノ森西河原町 37 番地地先		
6	醍醐緯 64 号線	伏見区醍醐合場町 15 番地の 1 地先 同町 5 番地の 2 地先		

(建設局土木管理部道路明示課)